

利用規約

ガーデン藤ヶ谷ゴルフレンジ
2024年3月1日改訂

(約款の適用)

第1条 当練習場の敷地 施設に入場した方は、本約款に従ってご利用いただきます。

(約款 効力発生)

第2条 この約款は当練習場 敷地 施設に入ったときから効力が発生します。

(施設 敷地への入場拒絶)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は当練習場の施設及び敷地への入場をお断りします。

- 天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
- 利用者が公の秩序もしくは公序良俗に反する行為をなす恐れがあると認める時
- 利用者が反社会勢力に属するもの、また、その関係者であるとき
- 利用者が反社会勢力に属する者を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- 刺青(タトゥーシールを含む)をされた方がその部分を露出している場合
- 偽名又は他人名義で申込が行われた場合
- 泥酔、覚せい剤との違法麻薬を使用していると類推される場合
- 刃物、危険物等を所持している場合
- ルール、マナーに反するとき及び、警告を無視して改めないとき
- 法律等に違反した場合、本約款に違反した場合
- 18歳未満の方(保護者同伴の場合は除く)
- 発熱されている方 ・カゼ症状のある方
- 感染症に罹患し回復をしていない方

(休場日・開場時間)

第4条 当練習場の休場日及び開場時間については、当練習場が別に定めるところによります。但し、臨時に変更する事があります。

(ゴルフクラブ・金銭・貴重品・携帯品等)

第5条 ゴルフクラブ・金銭・貴重品・携帯品等は、ご自身で管理していただきます。当練習場の 打席、クラブハウス内、トイレその他の場所の如何を問わず、ゴルフクラブ・金銭・貴重品・携帯品等の紛失・盗難・滅失・毀損について責任を負いません。

(自動車・バイク・自転車及び携帯品等の事故責任)

第6条 駐車場内・敷地内での自動車等及び携帯品等に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いかねます。

(宅配便の事故責任)

第7条 宅配便による物品の受領・保管・発送につき破損等の事故が発生しても当練習場は責任を負いません。

(強風、雷、異常気象時の厳守事項)

第8条 強風・雷・異常気象などの際は、プレー(練習)を中断し、係員の指示に従って下さい。

(火気の使用についての厳守事項)

第9条 当練習場・施設・敷地内での喫煙は、所定の喫煙所以外では禁止です。また練習中及び歩きながらの喫煙も禁止しております。

(施設等に与えた損害)

第10条 故意または過失によって当練習場の施設・敷地及び備品等に損害を与えたときは、加害者にその損害を賠償していただきます。

(持込み品の禁止)

第11条 施設内へは、次の各号に掲げる物品の持込みをお断りいたします。

- 動物(ペット含む) ・悪臭又は騒音を発するもの ・銃砲刀剣類
- 発火又は爆発の恐れのあるもの ・麻薬及び麻薬に類する物
- その他他人に迷惑を及ぼすもの

(行為の禁止)

第12条 施設・敷地内では、次の各号に掲げる行為はお断りいたします。

- 賭博その他風紀を乱す行為
- 物品販売及び広告宣伝・勧誘行為
- 当練習場のボールの打席外への持ち出し ・ボールの取り置き
- 打席への当練習場以外のボールの持ち込み、また、そのボールの打ち込み
- 他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為
- 大声で会話や携帯電話の会話等 ・下着姿での練習
- 音楽等を他者に聞こえる音量で流す行為
- 無断での当練習場の利用、立ち入り、見学、録音、撮影、放映
- 無断での自己以外の来場者、当練習場スタッフの撮影、録音、放映
- 許可を得た者以外のフェアウェイ内・アプローチ・バンカー場・パターグリーン場 立ち入り

- 進入禁止・立入禁止等の区域への侵入
- 危険だと思われる区域への侵入及び危険だと思われる物等への接触
↑子供、未成年の保護者・同伴者は特に注意して下さい
- 電源コンセントを無断で使用する行為
- 打席での市販ゴルフボールの打ち込み

(危険防止事故防止のための利用規約)

第13条 当練習場ではご来場者が楽しく安全に練習していただけるよう次に掲げる事項を定めています、ご来場者は必ず厳守して下さい。

<禁止事項>

- 打席ゴルフマット以外での練習
- スタンス位置が打席ゴルフマットからはみ出た練習
- 打席ゴルフマットからはみ出したクラブの打ち込み
- 当練習場所属インストラクター以外の方のレッスン行為
- 斜め打ち ・打席ティーを高くしすぎでの練習
- 打席前方へ出て又はフェアウェイへ立ち入って、ボールを拾う行為
- 指定打席以外での練習
- 当練習場の備品・設備等の移動
- 通路等打席以外での素振り
- メタルスパイクの使用
- 打席マット、打席間仕切りを所定の位置からずらす行為
- 営業時間内でのフェアウェイへの立ち入り
- 立入禁止・進入禁止等の区域への侵入
- 飲酒をしながらの練習 ・泥酔状態での施設への立ち入り
- 練習者以外の打席ゾーンの立ち入り

<厳守事項>

- エチケット、マナーを守っていただきます。
- 周囲に充分注意して練習して下さい。
- 小学生以下の子どもが練習する場合は必ず保護者、同伴付添でお願いいたします。
- 小学生以下の子どもが練習する場合は保護者、同伴者が事故等のないよう周囲に充分注意して下さい。また、周囲のお客様にご迷惑とならないようご配慮下さい。
- 未就学児の練習は当施設インストラクターの立会いの場合のみ可とします。また必ず保護者、同伴者に付添いただきます
- 中学生、高校生の子どもの練習する場合は当練習場の許可を得るものとし、周囲のお客様の迷惑とならないよう練習いただきます。(保護者は本人に当練習場の約款を厳守させることをお願いいたします。)
- アプローチ・バンカー場、パターグリーン場での練習は特に周囲に注意して下さい。
- アプローチ・バンカー場で同時にボールを打つのは危険ですでお止め下さい。
- アプローチ・バンカー場を他の方が利用している時は立ち入らないで下さい。
・球貸しでの打席利用は2名まで/時間貸しでの打席利用は1名までとなります。上記以上の人数での利用は超過人数分の所定の利用料をいただきます。
・打席への立ち入りは球貸し時間貸し問わず、利用者と付添い/見学者を含め2名を上限とします(但し未成年の付添いの場合に限り3名を上限とします)。

(長尺クラブの使用について)

第14条 いわゆる「長尺クラブ」については、46インチ超の長さのクラブを指します。

「長尺クラブ」を使用して練習する場合は事前に(受付時)申告してください。使用可能な打席にご案内します。指定された打席外では使用できません。また、打席の選択もできません。長尺クラブを使用して事故が発生した場合、使用者の責任となり、当練習場は責任を負いません。

(事故の責任)

第15条 ご自身又は第三者に人的・物的損害を発生させた場合、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切その責任を負いません。(酒酔い状態での事故は保険の対象外となるため当練習場では一切の責任を負いません)

当練習場の責により事故が発生した場合、示談等はせずに全て警察へ連絡の上、弁護士等の第三者を通じて対処いたします。

(利用約款違反の責任)

第16条 この約款に違反し、ご自身又は第三者に人的物的損害等を与えたとき、またはご自身がこれらの被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負わず、加害者へその損害等を賠償していただきます。

(個人情報の取り扱いについて)

第17条 当練習場は知り得た個人情報を、当練習場の責に則り安全管理に努めます。当練習場では、ご登録またはご来場いただいたお客様に対し、当練習場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAXまたはEメール等でご案内させていただくことがありますのでご了承ください。個人情報の詳細については別紙をご確認下さい。

付 則

施設利用方法等は必ず当練習場の指示に従ってご利用いただきます。この約款は告知せず必要に応じ改定することがあります。

以上